

合法性証明運用規程

(目的)

第1 この規程は、山梨県産材認証センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の合法性証明を行うために必要な事項について、山梨県産材認証センター事業実施要領（以下「要領」という。）第10条に基づき定めるものとする。

(行動規範)

第2 合法性証明を行う上でのセンターの行動規範を次のとおり定める。

(1) 違法伐採に対する反対

全世界の森林に対する森林生態系の維持に支障となる行為や持続的森林経営を阻害する行為等、森林の健全性を損なう恐れのある全ての不法行為に対し、強く反対する。

(2) 生産国及び各政府の取組への要請

木材生産国が取り組んでいる各種の違法伐採対策を支持し、その継続と実効性の確保に期待する。また、木材消費国がこれに積極的に協力することを求める。さらに持続的森林経営の実現に向け、違法伐採対策をはじめとする森林の健全性を確保するための国際機関及び各国の努力に敬意を表する。

(3) 日本政府の取組への支持

日本国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(4) 合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進

合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(5) 合法性等の証明のための事業者の認定

林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、要綱第2章「事業者登録制度」により県内事業者の認定審査・登録を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(6) 他の団体との連携

違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(7) 情報の公開

本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(証明書の保存)

第3 合法性の証明を行うときは、要綱第12条に定める県産材管理票の第一次管理票の発行者は、要綱第4条の合法性の証明を行うために必要な書類を管理票（第一次管理票）原本とともに保存しなければならない。

(合法性証明印)

第4 本規程第3により合法性の証明を行うときは、センターが交付する「合法性証明印」（以下「証明印」という。）を、管理票の原本（保管用）、発行用双方の上部に赤色スタンプにより押印しなければならない。

2 第二次以降の管理票への前項による押印にあたっては、添付するすべての管理

票に前項による押印があることを確認し、製品等の分別管理を徹底しなければならない。

3 証明印の交付を受けた登録事業者は、善良な管理者の注意をもって証明印を取り扱うとともに、自ら行う県産材の販売に用いる管理票以外に証明印を使用してはならない。

4 登録事業者は、証明印を使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

(発行実績の報告)

第5 登録事業者は、合法性を証明した管理票を発行したときは、要綱第15条に基づく管理票発行等実績集計表の所定欄に合法性を証明した管理票の発行数量を記載するものとする。

(チップ製造に係る特例)

第6 木材チップ製造に係る事業者については、その原木入手形態の特殊性に鑑み、自社で行う木材チップ製造に用いる素材に限り、要綱第4条及び本規程第3に基づく合法性を証明する書類等の確認を適正に行った上で、登録事業者以外の者から素材の供給を受け第一次管理票を発行することができるものとする。

2 但し、木材チップ製造に係る事業者が前項の適用を受けようとするときは、素材の確認・管理という観点から、素材生産に係る登録を得なければならない。

(運用)

第7 この規程で定めるもののほか、合法性証明の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月6日から施行する。